

軽減条件	軽減率
正組合員、または正組合員のご家族の方	0.2%
当組合の資産管理課を通じた建築	0.1%
自己資金20%以上	0.2%
1年以上の貯金取引または共済取引	0.1%
過去に当組合融資のご利用	0.1%
建築物の建更共済のご契約	0.2%
給与振込の指定 ※1	0.2%
公的年金の受給口座の指定 ※1	0.2%
公共料金の口座振替の指定(3種以上)	0.1%
JAカードのご契約	0.1%
(最大0.8%軽減)	

既存の取引、これからの取引を対象とします。

※1 給与振込の指定、公的年金の受給口座の指定についてはいずれかのみ適用とします。